

## 参照条文

### ○刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）（抄）

（刑法の一部改正）

第一条（略）

第二条 刑法の一部を次のように改正する。

第九条中「、懲役、禁錮」を「、拘禁刑」に改める。

（略）

附 則

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一・二（略）

### ○刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）（抄）

第十六章 防衛省関係

（防衛省の職員の給与等に関する法律の一部改正）

第四百三十六条 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百助十六号）の一部を次のように改正する。

第二十七条の七第一項、第二十七条の八第一号及び第四項第二号、第二十七条の級の見出し及び同条第一項各号、第二十七条の十の見出し及び同条第一項第一号並びに第二十七条の十三第四項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（略）

附 則

（施行期日）

- 1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一・二（略）

### ○刑法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（令和5年政令第318号）

内閣は、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）附則第一項本文の規定に基づき、この政令を制定する。

刑法等の一部を改正する法律の施行期日は、令和七年六月一日とする。

### ○防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和27年政令第368号）（抄）

（委任規定）

第二十四条の六 第二十条から前条までに定めるもののほか、若年定年退職者給付金の支給及び返納に関する手続その他の若年定年退職者給付金の支給及び返納に関し必要な事項は、防衛省令で定める。